

平成25年3月25日制定

(査読者の決定)

第1条 査読者は編集委員会が決定する。

- 2 編集委員会は著者からの査読者推薦を参考にすることができる。
- 3 編集委員会機能の客観性を保つため、原則として編集委員会の委員は査読を行わない。

(掲載の可否の決定)

第2条 掲載の可否の決定は、2名の査読者の査読に基づいて行われる。

- 2 査読の総合判断は「掲載可」、「軽微の修正の上、掲載」、「要再投稿」の3段階とする。
 - 3 1回目および2回目の投稿に対する掲載の可否の決定は、次のように行う。
 - (1) 2名の両査読者が「掲載可」の場合、掲載を可とする。
 - (2) 1名の査読者が「掲載可」、1名の査読者が「軽微の修正の上、掲載」の場合、査読結果を著者に返送し、再投稿を促す。編集委員会が再投稿における修正を確認し、掲載の可否を判断する。
 - (3) 2名の両査読者が「軽微の修正の上、掲載」の場合、査読結果を著者に返送し、再投稿を促す。編集委員会が再投稿における修正を確認し、掲載の可否を判断する。
 - (4) いずれか1名の査読者が「要再投稿」の場合、「再投稿」とする。査読結果を著者に返送し、再投稿を促す。2名の査読者が再投稿の査読を行う。
 - 4 3回目の投稿に対する掲載の決定の判断は、次のように行う。
 - (1) 2名の両査読者が「掲載可」の場合、「掲載」とする。
 - (2) 1名の査読者が「掲載可」、1名の査読者が「軽微の修正の上、掲載」の場合、査読結果を著者に返送し、再投稿を促す。編集委員会が再投稿における修正を確認し、掲載の可否を判断する。
 - (3) 2名の両査読者が「軽微の修正の上、掲載」の場合、査読結果を著者に返送し、再投稿を促す。編集委員会が再投稿における修正を確認し、掲載の可否を判断する。
 - (4) 2名の両査読者とも「要再投稿」の場合、「掲載不可」とする。
 - (5) 1名の査読者が「要再投稿」、1名の査読者が「掲載可」もしくは「軽微の修正の上、掲載」の場合、編集委員会が審査結果の著者への返送、再投稿の促しの必要性等を含めて検討し、掲載の可否を判断する。
 - 5 特別の理由があると編集委員会が判断した場合、3回目以前の投稿においても編集委員会が掲載の可否を決定する。

6 英語を使用言語とする論文およびフォーラムに関しては、掲載を可とする決定の後であっても、英文校閲段階で重大な修正が必要であると判明した場合は、掲載を可とする決定が取り消される。

(著者と査読者の意見の調整)

第3条 著者は査読者の査読結果に対して編集委員会の検討を求めることができる。

2 編集委員会は、査読者および著者に対して意見を述べることができる。

(見なし取り下げ)

第4条 編集委員会から再投稿を求められてから、半年以内に再投稿が行われない場合、編集委員会が投稿の見なし取り下げを判断する。

2 見なし取り下げとなった場合、著者にその旨を通知する。再度の投稿を妨げるものではないが、その際は、全くの新規投稿として処理する。

3 半年以内に再投稿までの期間の延長を求める要請があった場合、半年間（すなわち通算1年間）再投稿の猶予期間を認める。

(改 廃)

第5条 この内規の改廃は、編集委員会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成25年3月25日より施行する。